

洋律約例 第二篇卷三

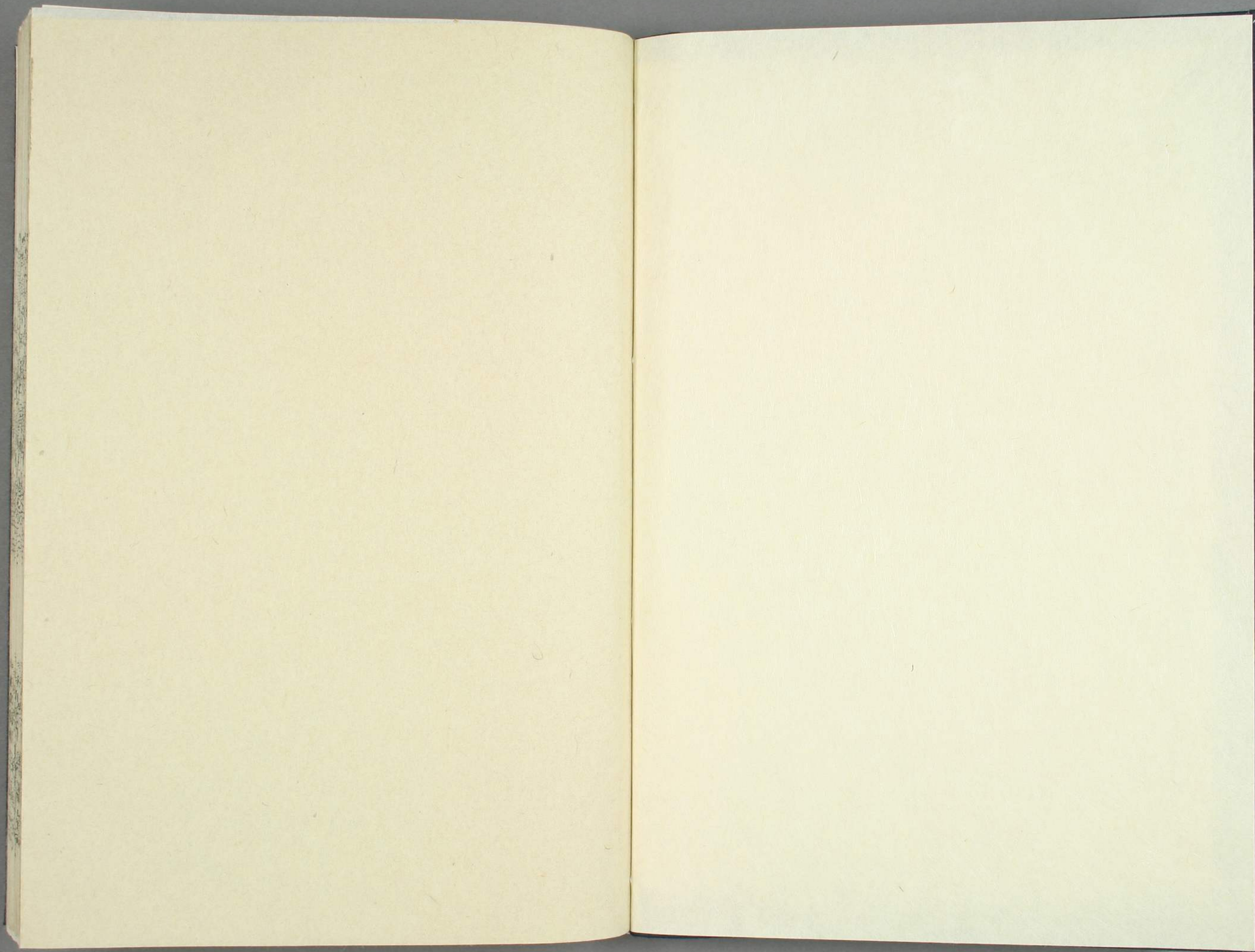
洋学文庫

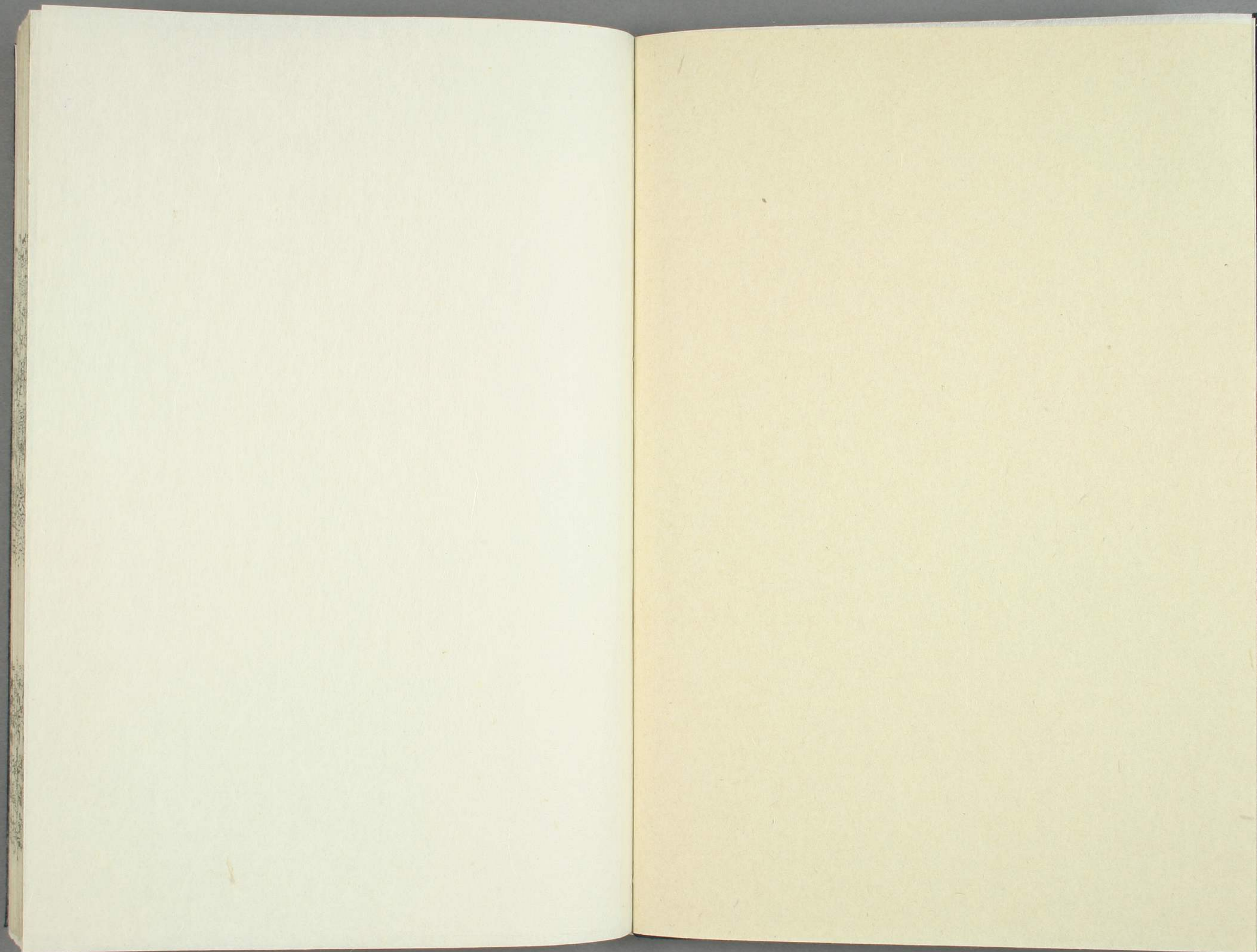
文庫8

C 158

12







洋律約例第二篇卷之三

目錄

六他國人との約定乃事

七法を犯せる者并小重罪小定せられたる者の事

八商家分散の事

イ分散の前小取結ひたる約定小付分散官證の功驗の事官證官許の證書を云ふ事
り
口分散又官證みり免られたる借金を拂ふ

洋律約例第二篇

卷之三

目錄

神奈川縣開版

へき約定の事

ハ分散又官證を得ざる時の約定の事

九大借財又との約定の事

十強談を以て取結ひたる約定の事

洋律約例第二篇卷之三

六他國又との約定の事

允そ外友を九そ我國と親睦する國の人を之
を外友と云ひ不和する國の人を之
 之を外敵 此國此書英人の著述する故小の臣民
と云ふ 此國と云ふ則る英人を云ふ
 と國內又る國外に於て約定を取結ぶ事を得る
 るり而して其人の本國と此國と親睦するの間
 ら右約定に付英國の裁廳に於て公事を為す事
 を得るなり然れども外敵との約定は若し其人
 此政府の守護に依て此國に來れる者又ら此
 國王の免許を受けて此國に住む者非されぬ

其約定全く虚無となり法律小於ても公義小於ても當人又る代人より右約定小付何事も申立る事相成ふさるる事爰小譬へら當時英佛戦争中原本英佛の国名も又シヨロミツ匹等の中又名も然れども錯雜ありて了解し難きを以て今假り之を設けてる然る小佛高シヨ以て看官の理解小供せらるる

シヨロミツ匹と為替手形を取組み而してシヨロミツ匹其手形小書面の金子を佛國住居の英人「ポリーリ」に相拂へるべき旨を裏書して右「ポリーリ」に相渡したり故小「ポリーリ」其手形小シヨロミツ匹より金子を受取らんと

是れともシヨロミツ匹之を渡さしめて「ポリーリ」に遂小公事を起し英佛の和睦を待てシヨロミツ匹を訴訟せらるる是れ元來外敵との約定するを以てシヨロミツ匹其書面の金子取得る事能はざる事小裁許せられあり

爰小外國人との約定あり而して其約定を未來の事件ふして未だ取行なはざる内小其人の本國我々國と戦争小及ひて其又我々外敵となる時右の約定を破談とせざる

然れども又爰小外國人との一約定ありて右小

付公事の根元を其國未だ我々敵國とす。前小起りたる事々々唯戦争中のみら其公事を為すの権ありと雖とも和睦を待て後再ひ之我起す此理ありとす。

又爰小英人ありて久々敵國小居り自今の勝手を以て其地小本住居を定めたる由相違なき時を其身英人たるの権を失ひ我々裁廳小出て公事訴訟等致す事相成らざる然れども若し中立の國小居留せし英人敵國小於て本國の人小品物を賣り其代料とす渡されたる金子

拂證文小付て々中立の格を以て我々裁廳小出て公事を言ひ通し事を得るる則ち是れコレンボロ山氏の言ひ小嘗て英佛戦争の時英人瑞西國小永住せる者ありりる佛國巴里斯より行きて品物を賣買せり然る小英商又同所小於て之を買取り其代料とす金子拂證文を渡す其後此事公事とすり小其約定を取結し雙方全く外敵小之なきを以て其約定假令ひ敵國小於て取結ひたる者と雖とも全く虚無とする小非也且つ賣り買り共互ひ小不正の取引小

之るきを以て右瑞國住居の英人其公事を言ひ
通ふ事を得たりと云へり

又我々國と親睦する他國に永住する能く英人
我々敵國の人民と商買の取引をするも其永
住する土地の又別の免許を以て取行ふ時を故
障のある事あり

又我々國に敵國の軍艦中におかして外友を生擒り
俘囚として英國に連來する者俘囚中にお取結ひ
たる約定お付てら假令ひ囚閉中と雖とも公事
を為す事を得るあり又敵國の俘囚とありたる

英人ら之を外敵と考ふへうから故に此俘囚と
り英國居住の人や取組み而して外敵に裏書せ
る為替手形を其戦争止みたる處まで右外人之
を取用ゆる事を得るあり

七重罪不定よりたる者の事

刑法又ら民法におかして法を犯せる者と相成りた
る者々法律におかして之を考ふれば死に同様の者
おして其身法律の守護を失ひ右犯法乃廓を回
復する乃為小非なら其身の権を以て裁廳にお
出る事能くは故に重罪又ら其罪科の為め其

所有物并小公事の権を悉く官小差出せり故
小箇様の罪人ら假令ひ其罪状決定の後小取起
せり自分の催促事小付ての公事と雖とも之を
申出る時其犯罪の廉を以て即坐小之我論破
せり

若し爰小ありて此の如き罪人小物を與ふる
時小罪人其物を受くる事を得ると雖とも之を
我々所有として使用せる事を得る蓋し其之我
受くる事を得る元より罪人の身小之を受取
るの能力ありて然る小非されとも罪人小取り

て已れ小物を與へる人の所行を虚無あり
事を得ざる我以てなり又罪人之我全く我々所
有として使用せる事を得ざる所以右の施主
其贈物を再ひ取り返し得る事能はんと雖とも
到底其品物官小歸をもを以てなり
又其身犯人たりと雖とも若し他人の為小公事
を為す時其犯人の廉何乃故障も相成らざる
あり故小死者の跡片付人ら假令ひ其身犯人た
りとも死者の為ある公事を起す事を得るなり
又町支配人ら其身犯人たりと雖とも平人と共

小他入小對して公事を為し得るなり
法律の守護を受くべき犯人の推し唯一時之を
差止めらるゝと雖とも再ひ之を回復する事能
くさるゝ小非也故小大赦小あひ又ら犯罪の廉を
回復する時を罪人の刑態消失して約定の能力
公事の推し亦之小從て蘇生するなり
又罪人と取結ひたる約定を假令ひ其罪人の不
能力一洗せざると雖とも右約定小付罪人其相
手方より公事を起さるゝ事之あるなり

八商家分散の事

イ分散の前小取結ひたる約定小付分散
官證 分散人小與へらるゝ官の功驗の
許の證書を云ふなり
事

分散の官證一般乃規則小於てを催促人の貸金
を申出する事相成らるゝと分散人其拘合を引続
き受らるゝを免るゝ事を同一の言葉より而して
催促人の之を取返す推し分散人の拘合を受く
事と并小消失するなり
故小分散人の官證あり其人分散せし時拂ひの
期限ありたる借財并小官命より申出つゝ

なりきれども總ての言前催促又ら此の如き借財
言前催促の為め九て其身を以て贖まんとす
事小於て之を免る事を得るなり

又分散又官證免許の後小分散小付申出つべき
借財言前催促の為め公事を起され故障を受
る時裁廳小出て其公事の根元全く當人分
散前の事小之ある趣を申述て其公事を免さる
事を得

然れども分散の官證小於てら當人の身并小其
身小付たる品物を免ると雖とも其他品物引當

の借財等小於て之を免さる故小爰小地主あ
りて其地借人小栄吉と云へる者あり而して右
地主借金の形小栄吉より所持の手道具を取押
へたり然る小其後栄吉分散小及び官證を受け
て其物を取返さんる為め公事を起しりる小
地主ら其品物を返さへさ事小裁許せられなり
又分散の官證小分散人の組合并小其約定仲間
小取りしる借金を言拒ふ此用をなさるるなり
又一般の規則小於て若し官命小とりて借財を
申出るを得る時ら分散人官證を得て其借金の

拘合を免る事を得るのみならず猶又其借金
 不納不付て差出さるべき償金をも免るるなり而
 して若し催促人官命を以て申出つべき借金催
 促人右借金の外其公事不付費せる諸入用を分
 散の時不於て其高未だ明細をりすと雖とも之
 を其時一同不申出る事を得るなり
 又催促人官命を以て申出つべき種々の催促を説
 き述る事を敢て此書の主意不非すと雖とも其
 中要目を挙げて之を論ずる事尤の如し

先第一不催促人分散人の未だ分散せざる前不
 拂ひの期限不ありたる借金を申出るのみならず
 且猶又分散の事に取極り而して未だ分散の官
 命を受ざる前不明の事るる取結ひたる借金又
 ら催促不付ても若し催促人其約定を取結ひた
 る時分散の報告を得ざる時之を申出る事を
 得るなり

又格別の主意ありて金貨其他何物不限り分
 散人不貸渡り而して其者分散不ありたる時不
 未だ拂ひの期限来らば且つ其貸渡り方手形證

文書付又々他の引當物を取る取らざる不拘
以此の如き借金或々其引當物を其時既ハ拂期
限の来りたる者と同様ハ申出て而シテ此
時残月の利足分を省きて他の催促人と同様ハ
分散金の割前を得らる
又分散官命の出る時又分散の願書を差出せる
時右分散人の為メハ刑官ハ對シ又々公事ハ付
受合人トシテ或々借金の拘合を引受け又々分
散人の證人トシテハ一人ハ假令ハ當人分散願
書を差出せる後或々右官命の後ナリト雖トモ

其又の為メ全ク借金を拂ひ或々借金の内一部
分を拂ふて其全高を皆濟ふまゝ時々分散の廉
を以て裁廳へ申出たる借金の元催促人ハ代
りて同様分散金の割前等を得らる又若シ元
催促人其借金を裁廳へ申出てきゝる時々自分ハ
之を申出て假令ハ分散内決の後其請合人ハ
ナリたるト雖トモ他の催促人と同様ハ其割前
を取る事を得らる但シ其請合人トナリし時
當人分散の事を兼知の上ハ致せる事ナリ
前條の處置を得る事能くさるる

英の女王カイクトリヤの法書第十二及十三卷
第百六篇の第百七十七章曰く若し分散又願
書願濟少く官命の出る前小事物の成否小由て
拂ふべき借金事物の成否小由て拂ふべき借金
と譬へら今爰小一家を造営し
る小付其大工と三ヶ月を以て右の仕事を終る
時若し金を拂ひ又其期日を以て終るさる時
若し金を拂ふとを約定し而して分散官
命の下る前小其事の成否未だ定まらざると雖と
も約定の相手之を願ひ出るを相當の事と思ふ
時右の拂を受くべき金高を定めんう為め小
之を裁廳へ申出て而して其高の定まりたる處

にて之を申立て分散金の割前を受取る事を得
るあり若し又其成否未だ定まらざると前其金高
を取極むる事を得る時其相手右事実成功
の後其借金を申立て先分散人小拂ひたる割
前小拘つゞる其後又催促人と共小一同の割前
を受取る事を得るあり但し右相手其借金の約
定を取結ひたる時全く分散の事を兼知の上に
之ある時右の處置小及らざるなり
又同書百七十八章曰く若し分散致さへき商
人右願書願濟の前小事物の成功にて拂ふべき

金子の拘合を約定し而して其成否未だ定らざり
 且つ右願書願濟の前ふ其催促せしむる金高も定
 まらざり猶又此の如き公事ありて此法書の他章か
 於ても其拘合を申出る事を得ざる事あり之ある
 を以て其約定を取結ぶる相手裁廳の指番次第
 相當の金高を申出る事な許さざりし但し其事
 實を終り且つ金高の定まりたる處あり其催促
 成申出る事を許さざりし事あり
 又事件の模様より由り裁官の一所存を以ての
 決まりしき分散の償金を假令ひ約定面ありて之を

取るべき十分の理ありと雖も分散の時ふ之
 を申出る事相成らざり故ふ若し人若干量の油を
 相當の價ありて後日相渡せしむる約定を取極め而
 して未だ其期日ふ至らざる前ふ其買入分散致
 し且つ其官證を得たるふ付右買入其油を受取
 る事を欲せざるを以て公事を起さざりし時ふ之
 ふ拘合しざる事を得たり又兼て約定せし品物を
 分散の前ふ受取る事を欲せざる時ふ前条の規
 則を以て之を裁決せざるあり而して仲商荷主の
 差図ふ及して元金を賣りたる事ふ付右荷主

り公事を起さるゝ時ゆゑ其仲商分散官證を得
たるに廉を以て之を言拒く事能はる

又弥六岩吉兩人の公事小於て相手岩吉ら故あ

りて訴訟^{ヤツテ}人弥六の名當を以て取組みたる為替

手形少く既小拂期限の来れる残金を拂ふ事或

引受け而して其了見を喪して猶ほ此上一ヶ月

の時間小拂ふへゝ然らざれば過料を出さるゝ

と約たり然る處岩吉間もろゝ分散し而して

官證を得たる廉を以て右引受の残金を拂はる

又過料をも出さるゝ故小弥六止む事を得る

自ら之を引受けたり是れ於て弥六岩吉小對し

違約の廉を以て訴訟小及ひりる小此公事小於

て弥六ら右の金子小付分散の時小拂ふへき期

限小至りたる借金小付て之を申出たるに訊小之

るゝ岩吉を請合人と取りて申出たるゆゑ之を

故小分散人其身分散の廉を以て其构合を免

るゝ事を得るゝと裁決せられたり

又音藏半次兩人の公事小於て海老藏と云へる

者^{不ウツド}音藏小返濟^{ハナシ}をへき借金あり^{エビ}小由りて

音藏より拂ふへき請合證文の金子を引受たり

然る處海老藏自ら之を拂へりて半次小托
 半次其金子を音藏の為め小拂ふ事を引受け音
 藏此趣を兼知せり備て右の金子其年の六月十
 七日拂期限とるしに海老藏元より之を拂へ
 り半次も亦之を拂へざるを以て其期限小差迫
 り止む事を得り音藏自ら之を拂ひたりて小同
 月廿日半次分散小及び其官證を得たり然るに
 音藏より半次を相手取り訴訟小及びひりる小半
 次分散の官證を得たりと雖も其金子を拂ふ
 べき事小裁決せりねたり其故る半次分散の前

小音藏より其償金を取極めて申出るの時間十
 分之多きを以てたり

又爰小催促人あり貸金の為め小公事を起し居
 たる内小其相手分散に及ぶを以て右の貸金を
 分散小付申出つべき貸金と為さんとするも
 一旦其分散前の公事を廢止する小非され之
 を申出る事能く而して分散小付公事を止め
 て此の如き貸金を申出る事を催促人小取りて
 其分散必り願濟小相成るべき見込を以て取計
 小したる事に之あるを候一若一其後分散願

濟小相成ふと雖とも再ひ最初の公事を起す
の権なき小非を

第四世^イヨ^ロの法書第六卷十六篇百廿七章
に曰く若し分散の官證に由て借財を免れ又ら
催促人と相對つて借金の一部を拂ふて全高
乃拂切とる^イ又ら大借財人^イとる^イ其借金を
免さ^イ者重ねて分散小陥り而して其官證を
得たる時右分散小付ての諸入用の外借金高
一^オ磅^ト我三兩二分ニ付十五シルリン
朱餘中當るに付十五シルリン^一シル
我十々八
分餘に當るを催促人各々へ拂ふべき家資十分

之ある小非され此官證を得ると雖とも當人
唯牢舎を免る^イ事を得るのみ但し當人の商具
及び必用の家財又ら當人并小妻子の着用せる
衣類の外後來の家資什物を分散取扱人の手小
入る^イ而して此取扱人ら分散の時當人の所
有物を掌握せしと同様小其後來の物を取ら
権を備へ居るなり又同書中小從つて再ひ官證
或得而して借金高一磅小付十五シルリン^一を
拂ふべき分散人ら後日品物を得ると雖とも右
取扱人に對しての外他人と對して更に故障を

受らるる事なり又催促人分散人の所有物を取り
 右の廉を以て分散人の公事を言拒らるとも分散
 取扱人の手を経たるとも非され之を言通ふは
 事能らる又若し分散の前小拂期限の来りたる
 借金小付當人官證を得たる後之に對して公事
 成起る時を假令ひ當人其官許の前其催促人と
 借金返済の約定を取結ひ而して其家資を以て
 一磅に付十五シルリンを拂ふ事を得たり
 と雖とも官證の廉を以て其公事を言拒く事を
 得らる

又國外に取結ひたる貸金回復の公事小付假
 令ひ其約定を取結ひたる國の法律小由て分散
 する時其借金を免さると雖とも其分散の
 官證を以て此國小於る其公事を言拒く事能
 らる然れとも國外に於て取受けたる分散の官
 證を以て借金を免る事此國の人民と此國
 に於て取結ひたる借金の公事の為り悉く論
 破せらるると云ふ非を又大借財又蘇格蘭王
 の大裁廳より借金の為り小己れの所有物を出
 して其借金を免されたる事第四世ウィルム

乃法書第六卷及七卷の五十六篇の法未だ行
なれざる前より英國にて取結ひたる貸金回復
の為め英國の催促人に由て英國より起されし
る公事の為め論破せしむる事あり假令ひ
其催促人蘇格蘭土の裁廳小於て許されたる借
財人小對し抗論せしむる雖とも蘇國の法小從ひ
て家資の割前を受なき旨を申出さる非ざる
之を回復せしむる事能はざるあり併し爰小第三世
イョージの法書第四十九卷第二十七篇小從へ
るコウファウランド英の国外の裁廳小於
管轄の地

て大借財人に許容せる官證の公事に於ては格
外の事あり則ち右の官證は本國小於て取結へ
る借金を許容し且つ此國小於ての公事小付其
官證を以て之を論破せしむる事を得ざるあり是れコ
ウファウランドの裁廳は此國に於て右借
財人の所有物を取捌き又其催促人ら此國小於
て一同小割前を得るの權あり或は以て又蘇
國住居の商人蘇國小於て取結へる借金を蘇國
分散の法小從ひて取行へる引當物より其借金
を免るゝと同様小英國より取結ひたる借金は

其赦免を以て言拒く事を得る事あり又阿爾蘭土の分散の法を以て取受けたる官證を英國或は蘇國に於て分散の時拂ふべき借金を并ふ阿爾蘭土に於て取結ひたる借金を言拒くの用を為さるり

然れども「ウエストミンスター」の裁廳に於て第三世「ジョージ」の法書第四十九卷第二十七章に從つら「コウファウランド」に於て大借財人として而して其官證を得たる廉を以て後來再び其廳に於て借金を許容の官證を得んと申出

る事雖も之を得る事能なき事あり然れども前の官證を以て公事を言拒く事を得る事あり

○分散人官證に由て免れたる借金を拂ふべき約定の事

近來よく英國の法に於て假令ひ分散人官證に由て一時借金の拘合を免る事雖も分散前の借金に付後約を以て之を拂ふべき事とせり但し其約定に新なる趣意を立ふ事及ぶ且つ官證を得たる前後に拘る事あり然れども其約束に其官證に拘る事分散人必

其自身之を拂ふべき約定に之あるべき事而
 して其約束を必し他物を以て贖ふの約束を之
 あるべき事を以て法律に於ては分散人其
 借金を拂ふべき儀に付粗畧の書付を以てても
 時々假令其内之を拂ふべき意を會みある
 と雖も分散の官證の為め之を論破せらる
 るり又分散人由て分散の時貸人に拂ふ
 き期限の来りたる借金を分散官證にて免る
 き處其儀及らるる未だ存在せる借金を之
 を拂ふべき後約をなすの良趣意とあるのみを

らる猶又分散人より最初金子を立替へ拂ひ呉
 れたる者小對して之を拂ふべき拘合も同様後
 約を為すの良趣意とら且つ其他此の如き拘合
 分散人より借金を拂ふべき不定或ら確定の
 後約を為すの良趣意にして并小其利足すとも
 拂ふべき約束を取極むるの趣意とせり
 然れども議院の法律小由て分散人其官證を得
 たる後ら其後約を結ぶ小當人又ら當人小差代
 りて事を處置する者小依て書記署名せる約書
 に非されら假令官證を受けたる後再約を為

之と雖とも右官證を以て其拘合を免るゝなり
 又分散人の自筆にて認むると雖とも其姓名を
 記さざる時之を十分の約書と取る事能はる
 但し當人の実證を示す為め書面の始め或る
 其文中に己れの姓名を認むる時外に姓名の
 書記ありし雖とも之を以て十分とせらる
 然れとも若し分散人唯不定の約定をなす或る
 都合次第返済及ふべき趣の約定をなす置く
 時貸入小於て右分散人より返済都合相成
 りたる趣を申出てさる事を得る

併し前条所述たる法律の件より近來英國に
 於て頗る改革せり則ち近來の分散の條例小於
 てら分散人官證を得たる後後約を為すと雖
 とも其官證の廉を以て借金を免るゝ事成得更
 に其催促小拘合ふ事ありとせり

ハ分散人官證を得ざる時の約定の事
 分散人分散内決の後小取結ひたる約定を分散
 の官證ありて虚無とせらるる借金を拂はんとの
 約定を除くの外之小拘合ふべき事更に疑ひ
 るべしとせり

然れども分散取扱人々分散人の家財職具商具
 其他當人望の必用物ありて全價二十磅を出てき
 る右の品物を除く乃外當人分散の時又々分散
 内決乃後或は其官證を得るの前持領せる凡て
 の家資を收領せしむべき權を備へしむる而し
 て右家資と云へる言葉中少く所謂私財并に貸
 金のみならず尚又分散人の家資小構ありたる
 破約に付其品右取扱人の手小入らざる時又々
 其品の損傷せる時に公事を起し之を取返し
 其小其他當人の利益とらるべき諸約定小付公

事を起ししむべき權も含有せしむるなり
 故小又右取扱人々當人分散の官證を得る前小
 取結ひたる約定の利益を收領せしむべき權を備へ
 居るなり又若し分散人分散官命の下る前小一
 の仕事を致ししむべき約定を取結ひ而して其官命
 を受くる前小稍々其仕事に取掛り分散後小至
 く之を終り而して爰小右仕事を終りたるを分
 散人分散取扱人の代人として取行ひたる確證
 之ある時々其約定面の如く仕事成就の上右取
 扱人其仕料の全高を回復する事を得るなり又

爰小栄吉^{ヨシ}者尾^ビ屋^ヤ信^シ房^フ屋^ヤ兩氏と七年の年
 期^キ少^シく一週三^ミ日^ニと^一日^ニと^三日^ニと^九厘^ノ小^シ當^ル
 の給金を以て奉公致^スす^キ旨約定を取結ひた
 り然る處右兩氏損耗の故を以て栄吉小五百磅
 の金高を拂ひ兼たり而して右年期未^レ終^ラる^ニ
 る前小栄吉暇を受け其後同^ク分散に及^ヒたり
 爰小於^テ右五百磅の金高を回復^スる^ニ公事終
 権^ヲ全^ク分散取扱^メの予小渡^ル事^ニ取極^リた
 り又^ク分散未^レ官證を受^ケる^ニ前取扱^メ分散^メ
 の頼みを受けたる人^ト相^當の趣意を以て約

定の上金子を受け^テ分散^メの家資等を其俵差
 置き其後右官證下^リたる處^ニ其約定小拘^ハ
 り^テ再^ヒ其家資を收領せり然る小此事公事と
 り^シ小右取扱^メの再^ヒ之を收領せ^ル無^リ
 の處置^スる^ニ事^ニ裁許^セる^ニ如何^トを
 れ^テ分散未^レ官證を得^ル前^ニ取^テ取扱^メ
 小對^シ其家資保守の為^メ何事も致^スる^ニ筈
 に之^レ是れ全^ク分散^メの越^スる^ニを以
 て^テ又前假同様の理^メて分散^メ未^レ官證を
 得^ル前取扱^メを知^ルる^ニ催促^メの為^メ小其

家屋を破壊致され且つ分散内決後小得たる家
 資を奪ひ取りたるなり然る小分散又官證を得た
 る後其者再ひ催促人となりたるふより分散又
 り其不法を咎めて訴訟小及ひけり小右奪ひ
 取られたる家資取扱人の手小入りて其後
 催促人の所有となりたり是れ恰も一度ひ押領
 したる者を後に之を改定する事と同様の利小
 して訴訟人之を回復する能くする事と裁許せ
 られたり

蓋し分散又分散内決後取結ひたる約定又ら其

後取得たる所有物又付當人未だ其官證を受け
 たる内ら取扱人の推十分小之る一と凡而して
 其取扱人の推る唯自ら分散人の所有物撰技の
 権之あるのみ少て其撰技を行ふ事とら分散内
 決後取得たる所有物の主ら則ち分散人なり故
 小假令ひ當人官證を得たる内と雖とも分散内
 決後當人の取結ひたる約定小付てら正しく公
 事を為す事を得るなり

此事當今分明小確定せり故小分散人未だ官證
 を受けたりして取扱人其事件小関係せたる間を

今散内決後當人の取結つる約定付公事を起
す事を得るを以て規則とす

珍平鳥藏カシノ兩人の公事を則ち右の主意を以て裁

許せしむる公事の一例なり借て此公事を或

人職人を使用し之に仕料を拂ふべきとの勘定

書を渡し置る處其後職人今散外及びひたるを

以て或人より仕料の拂ひを虚無と為さんとせ

し故今散外より公事を起したるも或人外於て

右勘定書を認めたる時職人未だ今散前に

之ある趣を以て之を論破せり然るも今散人の

答ふ右仕事を為したるも今散内決後にし且

つ其仕事を全く自分共家族取續方付必用

の為めなるも趣を申立たり此時又或人の

答ふ右書付を渡したる時職人未だ今散の官

證を受けたり趣を論じたり是外於て雙方の

議論差停りし評議の後今散外勝公事と裁決せ

られたるも又今散外未だ官證を得ざる間當人の

拂ふべき金子拂證文又ら當人の裏書せる金子
の手形ふて拂期限の来りたる金子を回復せし
乃公事共に當人の賣渡せる品物又ら取行ひた

る仕事の價を回復せしむべき公事お於ても前段同様の理を以て裁許せしむべきなり
 然れども若し分散の時お於て唯當人の身は拘りたる約定譬へる當人の技巧努力を用ゆるの約定を取結ひて未だ其事を終らざる且つ當人乃助力を假して其約定を遂ぐる事能はざる時々右取扱人當人を以て助力を以てしむる非ざる強て其約定を領取する事能はざるなり又若し分散内決後めて官證を得ざる前右様の約定を分散人と取結ふ時々當人の分散は

拘りたる當人自ら公事をなすの権十分にあるべきか此事未だ論定せざるなり

又幸六コウロク春次郎ハルジロ兩人の公事に於て分散人職人として未だ官證を得ざる間其取扱人家資利益の為め其職人を使用し時々其仕料を拂ふべき約定を為す時々分散人其仕料を取扱人より回復する事を得ると裁決せしむべきなり然れども此公事の裁許を甚だ疑ふべきに似たりと
 又前条の規則を分散人其身の努力を由り取り得べき代料を回復する公事の外は適當は

うさる事分明なり爰も分散又松藏の家財の
仲商ふてありし未だ官證を得ざる前竹藏
るる者の為め家財を持運ふべき事を受合ひ
之う為め少数多の人車を雇ひ荷箱を用意し又
一二の家財も修復を加へ且つ之う為め多少
の入費を拂ひたり故も松藏分散の時取扱人
對し右の費用を我う手も渡し吳れ度旨を望み
けれとも其仕料全く當人の力勞より起りたる
事も非ざるを以て分散官許の前後も拘りたる
其仕料皆分散取扱人の手も入る事に裁許せし

ねたり而して近來の或る公事に於ても右同様
の理を以て裁決せしれたり其公事の良庵と云
へる醫師分散内決後未だ官證を得ざる時一友
人も所有の薬品を賣拂ひ約定の上ゆて其修其
品を所有して職業を営み且又再び薬品或は掛借
致し相替はる病客も其藥劑を給はる或は以て
分散の時も至り右の代料を回復せんとして公事
を起しられとも當人自ら努力せし廣之るべきを
以て其代料當人の手も渡すも分散取扱人
乃手に入りたり

蓋し今散前今散人の取結ひたる約定にて金子
 回復の為り起せる公事の推し取扱人の手小
 落入をもを以て右取扱人を今散人自己姓名を
 以て此の如き約定に付公事を起すを許さる但
 之を許す時自ら其権喪失ひ且つ今散人の條
 例に於て此の如き公事の推し悉く取扱人自身
 にありを以てあり

九大借財人との約定の事

大借財人赦免の條例の恩典に官小関係せる借
 財を除くの外民間交際小属せる借財或る貨幣

の催促の為り英國及び威爾士國の獄中
 繋ぐに凡ての囚人小及ふり而して此條例
 を以て赦免を蒙る處置の仕方大畧尤の如し
 右大借財ある囚人入獄の初日より十四日間
 に右赦免の歎願を差出さるり或る又其期日過
 きて之を出ると雖とも裁廳にて其次第を相當
 の事と考ふる時赦免を受る事あり又若し
 囚人自ら右期日中小歎願書を出さる時其
 催促人の内誰れも大借財人處置の法に従て
 當人の家資を分配の上赦免不相成るべき旨を

以て歎願書を差出る事を得るの推を備へある
るり

右の歎願書何れかの道を以て差出るとも之を差
出して後々裁廳より没収の命令と名くる者を
取行ふるり而して此命令小由て其身并小家族
の着用せる衣裳夜着蒲團又家業道具其他此の
如き必用物全價を合せて二十磅を出てさる品
物を除くの外本國の内外の在る小物も其當
人の家資諸物及び其赦免を得る前當人の手小
渡るべき百般の品物并小推威等又當人官裁を

經りて出牢ふ及び而して其赦免を得る前當
人の手小渡るべき品物或は此赦免前當人小拂
ふべく相成りたる借金とも悉く一旦假取扱人
の手小渡るるり但し此假取扱人其受取りた
る物を再び他小令與る事る唯其終ふ之を
預り置くるり

又没収の命令下りて後裁廳より當人の家資諸
物の本取扱人を命するり而して此取扱人を
其并命の趣を裁廳へ申述へ兼て假取扱人の預
り置ける家資并小推威等を悉く催促人の為め

小受取るるり

若し當人自ら歎願書を出し時々右没收の命令
後十四日の内或る又催促人より其歎願書を出
さし時々其命令を當人へ通達の後十四日の
内或る又裁廳より期日延引し相成りたる事を
兼知致し時々尚ほ其定日を過ぎし後と雖も
當人より借金并ふ其所有物を認めたる一冊を
裁廳へ差出さるり

其後法小従て其者を處置の爲り裁官の前へ
呼出さるる時日場所を取極め而して當人の歎

願書及び右一冊の真偽を取糾し其場立合
人の請合とも双方相違之るき旨聞濟の上にて
裁官初めて當人の出牢を許し條例の恩典を蒙
らるるり

又此赦免を蒙る時々没收命令の前當人の取結
ひたる借金又其催促人或る催促人より一
き又其當人の名を以て裏書せる為替手形を
所持致せる者等総て前段の一冊中其名を記さ
れたる数人へ對し没收命令の時小拂期限の来
りたる借金を免るる事を得るるり

故小此法少く夫赦免を得る時ら其妻未だ嫁せ
ざる前の借財少く已に拂期限の来りたる公事
小於ても免るゝ事を得るなり且又婚姻前妻赦
免を得る時ら其妻より差出せる家資書上中に
記載せる夫と共に借受けたる負債小付ても亦
之を免るゝ事を得るなり

而して議院の法律よてら若し人大借財條例の
恩典を蒙りたる後ら貸入るゝ一旦虚無とるり
たる貸金回復の為め又新約定を以て之を回
復せしき公事を起むと雖とも其條例小由らさ

トも也因て此度兼て當縣より出する所の新聞
紙の條例も改る事尤の如し

一 時々當縣廳より出する所の布令公報は其
得失を論し利害をも演る事 隨意たる(キ)
事

一 官吏士民の當否曲直も載る事 更ら差支之
ちなき事 但し私怨をも以て公事小托し人
冤枉小陷る等の類ら之を禁む(キ)事

右兩條今般改て申達候間以來其心得りて施
行可有之事 尤餘々皆是迄の通有之候事

明治四年 辛未

神奈川縣令

十二月 日

陸奥宗光

活版新聞紙社中

わら他の法を以て再び回復の裁許を得る事能
るべし而して若し右新約定の類を以て貸金回復
乃公事を起さるゝ時々當又既小大借財の條例
小従て全く其赦免を受けたる趣を以て之を論
破する事を得敢て他言を費さるゝ及るべし
又大借財人赦免を受るゝと雖とも唯其時未だ
取極つたる贖償小付て言前を防ぐ事能るべし故
小贖償小付ての言前又之を為め小取結ひたる
約定小引續きて催促人小取り許し難き割合の
言前小付ても免るゝ事能るべし猶又其赦免前

洋律約則第二篇 三 三 神奈川縣令及

不顯れり者と雖も其理不盡不取得たり
利益の公事不付て免り事を得り故に大借
財人其入牢の前貸金回復の為め取起され
たる公事あり唯因循不流れ未だ裁許を受さ
者と雖も其赦免の時取極りたる贖償不付て
免り事能く而して不正子養育の諸雑
費とて寺領地を差出さるき約定を取結ぶ時
其約定の本に借財赦免の法あり赦免を受く
ると雖も其後引續き不正子の諸雑費不拘合
り事を得ざるなり

又大借財人赦免を受ると雖も唯當人より
差出せる家資書上中不記載せる拂期限の来り
たる格別の借財不付てのみ免り事を得但
し拂期限の来りたる借財不付て残るは免り
事を得る非に故に大借財人右書上中に
載せざる借金を免り事能く而して催促
人より委細の頼み或る公然とる難き事を以
て之不載せざる時又別事たり其故に不
正の借財を書上する時大借財人の法則に反り
双方不正の筋に陥り必し虚無とるべきを以

然れども當人の右書上中小載せしき催促人の
 書記或ら其借財の高小付て聊の相違之ありと
 雖ども敢て此條例の恩典を蒙らざる事非ざる故
 小若し右書上中小記載する文言假令ひ不行届
 の處之ありと雖ども當人より欺罔を以てせし
 且つ之を誑導せざる事明する時敢て之を
 為めよ其事實を害する事なく故に議院の法小
 於て右書上中小當人より拂ふべき借金又ら拂
 ひ残り等を認めたる事付巨細実高小非ざる事

聊相違之ありと雖ども敢て悪心を以て欺罔を
 する事非ざる事明瞭なる時其誤失小拘る事
 なく双方実高小直し其條例に従て其恩典を蒙
 る事を得る事あり而して當人聊欺罔の心なくと
 雖ども其書上中に全く誤りて実高七磅の借金
 を三磅と記し之を認めたる事付催促人より公
 事を起して之を訟へし時其大なる相違小付前
 段の法則を以て之を守護する事能ふ且つ當
 人赦免の廉を以て其公事を論破する事能ふ
 是れ則ち第一第二卷のイクトリ法の法書第百

十篇第七十一章の法ありて催促又小與ふへき
五磅以上の利益を奪ふに至るを以てあり
又大借財又の赦免を當又為替手形を以て拂ふ
べき借金に付其之を所持せる者の名を其書上
中小認め又ら其人名を知りたる者ありても之を
認めざる非ざる之を免る事能はる故小
議院の法通り小其手形を所持せる又の名を書
上中小認めし時其手形小拘りたる諸又小
對し并小其本来の借金小付免る事を得る
あり

又大借財又の赦免を年賦を以て拂ふべき金子
或ら證文又ら他の引當小依て後來拂ふべき金
を免るるあり

又右書中の法則小依て取扱ふべき借金を唯大
借財の處置を受くべき様ふるたる時其金高
を定むる事を得べき借金のみあり故小若し右
處置を受くる時預め定め難き後來事物の成否
小由て拂ふべき借金小之ある時ら此條例の書
面を以て其回復を免るる事能はる故小若し
大借財又の赦免小由て廢止せる借金を當又の

生命請合證文を以て之を拂ふべき事を請合ひ
而して當人右生命受合金を拂ふの約定する
或る債又より之を拂ひて當人より之を拂ひ返
すべき約定をする時右借財人の赦免を以て其
公事を言拒く事能くするなり然水とも若し其
借金小付之を處置すべき金高を取極むる事を
得る時譬へる年賦を以て若干の金高を拂ふへ
き約定を為す時右赦免の廉を以て右借金全高
乃回復を言拒く不足なりといは但し假令ひ其年
賦の金子右赦免の後小至るまで残分ありと

雖とも再ひ之を回復せしむる事
又請合又大借財人の頼み小由り右赦免前拂期
限あるなりたる借金を拂ひたる廉を以て赦免後
公事を起す時右赦免の廉を以て之を論破する
事能くする

又右當人借金を拂ふべき目的之を以て虚言
欺罔を以て其約定を取結ひ或る又託言を以て
事を飾り其借金を返さざらんといふ或る又怒言
笑語を用ひて借金を言拒き以て公事訴訟を
延引せしめ催促人をして無用の金を費さしめ

或る犯法の言語を用ひ又ら世人を誑く或る婚姻約定の破談付公事を起され又公事残以て他人へ償金を拂ふべく相成りて其終已れり借金と相成り或る邪奸の所行由て他人へ拂ふべき償金付或る誣言誹謗の為めの償金付又ら其他総て當人の邪心を以て取計らひたる不義不道の所行より差起りたる償金付其終當人の借金と相成り居る事等裁廳付於て右乃事實を慥く見届る時々赦免の廓を以て之を免るる事能ふ然水とも此の如き時々

裁廳付於て右不義の借金を取除く時々直る不赦免に相成るべき旨を申渡し且つ催促人との公事の為め右不義借金の廓を以て裁廳の差圖付従ひ二年の間入牢の上早速差許さるべき旨を申渡さるる

又大借財人没收官命の前當人の取結ひたる約定付公事を起さる時々其處置分散人の處置異なる事あり而して大借財人より起るる約定の公事に付て相手方付於て没收官命の廓を以て十分之を言拒るる但し若し其公

事及び過料の原因唯當人の身のみ裁り而して當人の家資を拘りたる時又別事たるも又若し此の如き約定を付其公事の始まり時右没收の官命未だ存在中に之ある時其後當人没收の命令を免れんと雖も此廉を以て其公事を言通ふ事能く然水とも歎願書吟味後して結局の赦免前當人拂ふべき借金及び其他所有物を付て其公事分散人の公事と相違之あるべき也否此事未だ疑を存する所なり蓋し是れ右結局の赦免前當人拂ふべき

借金又ら當人の取得たる所有物悉く右取扱人の手に入るを以て然れども爰は六ト庵テロル兩人の公事を於て吉右衛門伴次郎の田例に依り大借財人歎願書吟味後但し當人裁廳の命キチン小由て未だ四閉中當人より約定の上賣渡せる品物を付其公事を起す事を得ると定められたり其故ら右取扱人の仲裁なき時右約定を付當人不相當の廉を以て相手方より其言前を破る事能くべきべきを以て而して右の假令ひ第四世デョーシの法書第一篇第百十九章中

の裁決ありし此篇より當人四閉の間他人より
 相拂ふべき借金及び所有物も付當今行はるる
 處の條例中と同様の箇條之を以て雖も然れ
 ども其実を右前段の事も付當時行ふ所の法則
 と同理を合するも則ち第一卷及び第二卷
 及びトリの法書第百十篇中の規則に近頃
 其條例も從て裁廳に歎願書を出せる者も假取
 扱人其間も入来り當人の貸金を催促するも非
 されら赦免前より没收命令後當人も拂ふべき
 貸金も付公事を為し事を得る事と相成りたる

を以てする

又大借財人の取扱人を没收官命の下るを待り
 而して當人未だ赦免を受さず時間衣裳給用の
 為りも行ひたる仕事の代料も於て取扱人之
 を所有する事能はる且つ此の如き公事も付て
 之を言通ふ事能はる而して其公事の推十分
 當人も之ありと

然れども右赦免後他人より當人も拂ふべき借
 金を回復すべき推し付たる官證を受けたる分
 散人の公事と之を一樣論するも其事實

甚る隔絶せり則ち是れ分散又官證を得る時々
 右様の貸金も付取て他人の手を経る事々々自
 ら其公事を為さるの権を保る而して大借財人も
 取りつら全くと相及し其赦免も拘るも其書
 上中ふ挙る所の借金未だ皆済み及まらざる尚
 ほ残金之ある間ら其公事の権尚ほ取扱人の手
 に存在し當人之家を専らふる事能はる而して
 取扱人其間に入りて之を取扱る事
 然れども赦免後借財人處置の恩典を受け其裁
 許を得たる借金も付新約定を以て之を拂ふへ

き様其借金を再約する時々當人の権全く分散
 人の位置も異なる事々々是れ假令其約定も
 付新規の趣旨を以て取結ぶ者と雖も英國の
 法も於て其約定を以て大借財人も亦分散も
 も自ら之も拘合ふ事能はるを以てする
 蓋し此の如き約定も全く虚無とするも非は是
 を以て或も之を為替手形を受合ひ而して其金
 高當人又大借財人の條例も従て既も赦免を受け
 たる一部分と新借金の一部と之を取合せて
 其手形を受合ふ時々催促人より此新約定の金

高を回復する事を得る事小定まりたり
 又第五卷及び第六卷「ウイクトリア」の法書第百
 十六篇及び第七卷及び八卷「ウイクトリア」の法
 書第九十六篇より分散法則中に入らざる商又
 又ら此類の者ら 是れら譬へる真の商又小非者
 平又不用の品を賣拂ひ杯する者
 者云 既小借金三百磅以下の全高よりとも分
 散取扱の裁廳へ歎願を出し官の救護小預る事
 を得ると定められたり而して右前段の法書小
 ら大借財人右の歎願書を差出せる後より其時
 拂期限よりなりたる貸金の公事小付假令ひ當人

其時官より守護を受くべき結局の官命を奉せ
 ざる内と雖とも之を公事する事能くする事小
 定められたり

又右前段の法書の第十章小右結局の官命ら右
 歎願書差出しの日附前取結ひたる借金小付公
 事を起さる時之を言拒く事を得る然れ
 とも此官命小付第七卷及び第八卷の法書第九
 十六篇第二十二章の文言を稍く之と相異なる
 處ありて則ち此法書より此官命を唯借財人の
 其身のみの守護を受くる小非さるか且つ此

官命を以て公事を言拒く事能くさるる事
 小付一時甚だ疑を生じたり然れども其後漸く
 其良説を得し兩書の條例相異なる處る事小
 一定せりと見へり則ち其前書の條例小依水
 の歎願書差出しの前取結ひたる借金を残し
 言拒く事を後又後書小依水に當り家資書
 上中々奉る借金の言拒く事を得るを以て
 到底其理一途小歸るを以てり

然れども大借財人右議院の法を以て守護を受
 け結局の官命を得たる時其家資書上中々其

借財を誤て認め而して其過失全く當人の欺罔
 邪曲より出る小非さるる假令ひ其認中小落度
 之あると雖も催促より其不正を咎めて無
 理小之を言通す事能くさるる事

十強談を以て取結する約定の事

凡そ約定を公明確定せんとする小兼て前卷
 小論せし如く法律小於て其約定を取結ふ双
 方同心一致の要目を以てする小非さるる之を
 取結ふ事能く是を以て今互小約定を取結ふ
 と雖も恐喝不道を以てする時其全く真の約

定と云ふは、さるる事あり而して此の如き模様
成以てする時を則ち之を強談を以て取結ひた
る約定と云ふなり

又古書中ある強談の約定は関係せる裁許の例
少るなり然れども此類の公事現今に至りて
甚だ稀なりと云ふ故に此事は付て唯其要目を
挙るを以て十分とす

強談の仕方ハ二様あり一を實暴と云ひ一を虚
喝と云ふなり

諸て通例の四閉又ハ他の仕方ありて實ハ人成四

閉をさる若し其之を四ある事法ハ及し又ハ法
に適ふと雖も其處置苛酷ハ過るを以て四
人其苦みを免うべんう為めハ約定を取結ぶ時
ハ則ち強談の約定ありて虚無とさるる事を
得り或ハ又飲食を給せざる等の如き非常の苦
難を蒙り而して當人此の如き苦難を免うべん
う為めハ己ハ事を得を取結する約定ハ於ても
同く虚無とさるる事を得り

然れども當人若し裁廳より至當の裁許を以て
禁獄せざる時ハ當人四閉の廉を以て全く約

定を虚無とする事能くするなり

又春吉秋藏兩人の公事小付爰小秋藏より春吉
小對し地面證文へ調印致さるへき事一旦裁許
とるより後相手秋藏再ひ之を翻へるへき好事
実之るきを以て右訴訟へ春吉小對し他事小記
し之を囚獄致し而して此上若し地面證文へ
調印するを小於し此條文より獄中小入れ
置くるべき旨を以て劫り而して之を其條繫き
置きたり故小春吉已む事を得り獄中小於し之
に調印し出牢する事を得たり其後春吉此事を

遺憾小思ひ元より謂れ多く入獄致され

るを以て其證文を虚無とする一度旨訴訟小及ひ
たり然る小此時裁官アリガマシ小由り春吉囚
獄の儀々官法を以て囚獄致されるを以て強
談乃例格小取りし之を裁許する事能く然水
とも元より公事の原因より囚獄致され
る廉を以て宜し其償金を取るしと申渡さ
れたり

盖し人若し訴訟を以て囚閉致さる間取結ひ
たる約定小付又々実情の原因之より借金

の爲め獄中へ繋ぐれ居りて取結ひたる約定と
雖とも其書不明の事々々定法通り之ある時
之を強談の裁許ふ落し虚無とする事能え
ざらん

然水とも爰ふ人あり其所持の品物ふ付或人の
爲め其品物を盗物ふ之あり既ふ裁官ふ於て
其証拠を見届けり依て今金子證文を相渡り
時々四閉を許さるべき旨を以て威され而して
其四捕を恐れ之を相渡り時々強談の例格を
以て當人其證文ふ拘合ふ事々是れ其所行全

く虚喝妄談ふ出る事明瞭るを以て

又此の如き公事ふ付正明の規則ふ於て若
人を四閉する事更ふ不法の事之る時々之を
四閉せしめたる目的を以て取結ひたる箇條を
敢て虚無とする事能は然水とも若し其四閉
ふ付不明の事之ると雖とも其四閉の廉に附
入り本来乃目標に相及したる餘事の證書等を
言通さんとする時々元より強談の所行ふ之あ
るを以て此の如き約定の箇條を虚無とするさ
る事を得

強談を以て取結〜約定〜付其強談の仕方小四様あり第一〜生命を奪ふとの恐喝を以てする事第二〜四肢を断つとの恐喝を示す事第三〜四肢を傷害する〜旨を以て威を事第四〜四捕〜恐喝を以てする事但し恐喝を以て取結〜約定〜唯僅らに射を打擲〜或は土地品物を奪ふ〜威を示して取結〜約定〜拘合〜事を得は是れ法小於て其約定を取結ふ双方何れの方か此の如き傷害を受く〜十分之を返報

是〜事を得〜を以て右の虚喝を尋常智力兼備の成人小對して強う強談の格小落して其約定を虚無とする〜非さる〜を以て然れとも若し直らふ其危難を受く〜様迫りれ跡あり過料を以て之を償〜事能〜事能〜其場小立至り成人と雖とも之小抗する事能〜已む事を得其約を取結ふ時々元々其所行強談小之あるを以て其約全く虚無とする

又古書中小家屋を焼亡するの虚喝を示して取

結しめたる約書等小付て之を虚無と為さん
 とまゝあら十分の強談となさる事間々其例
 之あり然れども此事現今小至りて此の如き所
 行を以て取結ひたる約定を全く虚無と為さん
 き十分の強談小之あるまじき也否甚だ疑ふへ
 き所とせり
 強談を約定を取結ふ當又自ら受らる小非され
 ら虚無とす事能く以而して若し他又少くも
 之小関係する事らく他又の受らるき強談を免
 られんる為め約定を取結ふ時々此約定を虚無

とらる小非さる一然れども若し本又小代り
 て代又其本又入獄致さるべき難を同様小受く
 べきを恐る約定を取結ふ時々元より強談の
 所行小付虚無とらるるり又強談を受くべき又
 を救ふる為め他又其又の代小約定を取結ふ
 時々其約定虚無とらるるり故小強談を以て無
 理小妻又ら子供小取結せたる約定を其夫又
 ら兩親おとりにて虚無とらるるり而して佛國の
 法ありて強談を以て取結ひたる約定を其當又
 のみるるに尚ほ又夫婦并小其骨肉親戚小取り

ても其約定を虚無とするその原因とて又爰小一
 士官あり又の獄中へ再び返さるべき小付之を
 救ふんが為め小其償金とて其者の為め五
 十磅を相拂ひ遣はさるべき趣を以て其證書を渡
 り時ら其證書虚無とするなり是れ元より不正
 の四閉あり且つ士官たる者ら此の如き四
 乃身を償ひ又右の金子を相拂ひて之を救助
 するの理なきを以てなり
 又強談を以て取結ひたる約定を其強談を蒙り
 たる者より之を行ひたる者へ對して断然之を

言通も事を得るなり

又佛蘭西の法律と同様小我々英國の法律小於
 ても実暴虚喝の所業を以て取結ひたる約定を
 其所業終りて後之を取極め又々虚無とするは
 り
 又強談の所業を以て取結ひたる簡約の公事小
 於ては其約定現今悉く虚無とするなり

洋律約例第二篇卷之三終

申
六
系

永
嘉
十
年
具

